

青森県土地利用基本計画書 (素案)

平成21年10月

目 次

前文 青森県土地利用基本計画策定の趣旨	1
1 土地利用の基本方向	2
(1) 県土利用の基本方向	2
(2) 土地利用の原則	8
① 都市地域	8
② 農業地域	9
③ 森林地域	9
④ 自然公園地域	10
⑤ 自然保全地域	10
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	12
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	12
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	12
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	12
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	13
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	13
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	13
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	13
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	14
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	14
3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	15
別表 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	16

前文 青森県土地利用基本計画策定の趣旨

青森県土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、青森県の区域における国土（以下「県土」という。）を適正かつ合理的に利用するため、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定に基づき国土利用計画（全国計画）及び青森県国土利用計画を基本として策定したものである。

この基本計画は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものであり、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

本県は、本州最北端に位置し、陸奥湾を挟んで西に津軽半島、東に下北半島を有し、日本海、津軽海峡、太平洋と三方を海に囲まれており、その海岸線は 796 km 余りにわたっている。また、「八甲田山」及び「十和田湖」を代表とする十和田八幡平国立公園、津軽国定公園、下北半島国定公園並びに秋田県との県境を挟んで世界自然遺産「白神山地」を有するなど緑豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれている。

県土の面積は、約 96 万 ha と全国都道府県中第 8 位の広さとなっている。人口は、約 143 万 7 千人（平成 17 年）であり、人口高密な我が国において、本県は比較的人口密度の低い地域に属している。

県土の主な土地利用の状況は、農用地約 17 万 ha、森林約 64 万 ha、宅地約 3 万 ha となっており、県土に占める割合は、それぞれ 17.3 %、66.2 %、3.3 % と森林及び農用地の農林業的土地利用の割合が高くなっているが、最近の土地利用の推移をみると、幹線高速交通網の整備の進展や大規模集客施設の郊外への立地等により、土地利用の転換が進み、道路、住宅地、工業用地等都市的土地利用は増加傾向を、また、農用地、森林等自然的土地利用は減少傾向を示している。

今後の県土利用をめぐる基本的条件の変化をみると、県人口が減少し、急速に高齢化が進展する中で、改正まちづくり 3 法の施行等により中心市街地の活性化と郊外への大規模集客施設立地の抑制が図られ、全体としては市街化圧力が更に弱まるものの、経済社会諸活動は、情報通信技術の発達、新産業分野の成長等が見通されるほか、東北新幹線八戸・新青森駅間の開業等に伴う地域間交流の活発化、ソフト化・サービス化の傾向を強め、産業の高付加価

値化、構造変化等を伴いながら、成熟化に向かっていくものと見通される。

このような事情から、全体としては地目間の土地利用転換の圧力は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積等も見込まれることから、土地需要の調整及び土地の効率的利用の観点で、引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

他方、大規模地震・津波の発生の懸念に加え、都市におけるライフラインへの依存の高まり等により、安全性の高い県土づくりの要請が高まっている。また、地球温暖化が進行し温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、消費資源の安定確保に係る懸念等に適切に対処するため、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持や自然環境の保全・再生・創出等循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要となっている。さらに、良好なまちなみ景観の形成や自然とのふれあい等に対する県民の意識が高まっている中で、人の営みと自然の営みとの調和を図ることにより、美しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。

このような県土利用の質的向上に対する要請にこたえるためには、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本としつつ、都市における土地利用の高度化、農山漁村における農用地及び森林の有効利用、両地域を通じた低未利用地の利用を促進するとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和のとれた土地利用を進めるなど地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮するものとする。

また、世界自然遺産「白神山地」をはじめとする高い価値を有する原生的な地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地等自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、エコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全するものとする。

なお、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換に当たっては、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、自然環境、地域景観、歴史的風土の保存その他の自然的・社会的条件を勘案するとともに、土地利用の可逆性が容易に得られないこと等にかんがみ、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。

このほか、土地利用調整上の課題については、次のとおり対応するものとする。

① 高速道路インターチェンジ周辺における合理的な土地利用の実現

高速道路のインターチェンジ周辺地域については、交通便利性の増進により都市的土地利用の需要増加が見込まれるが、田園環境との調和と無秩序な開発の抑止を図るため、広域的な都市構造の在り方を踏まえたインターチェンジ周辺における用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号による用途地域をいう。以下同じ。）や特定用途制限地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 2 による特定用途制限地域をいう。以下同じ。）の設定を検討するほか、地域の農業環境を維持するための集団的な優良農地の確保、良好な都市・田園景観の確保、周辺森林環境や自然環境の適切な保全等に配慮しつつ、合理的な土地利用を図る。

② 良好な眺望景観の確保

地域にとって大切な眺望景観については、その対象や視点場等を定め、当該区域において開発が行われる場合には、眺望景観に配慮した位置や建築物の形態・意匠等の検討を行い、適切な環境配慮を促進する。

③ 文化財等に配慮した周辺環境の保全

歴史的なまちなみ、史跡、名勝等が周辺の環境と一体となって文化財的価値を創出しているような場合、その歴史的・文化的風土の保存、文化財を中心とした地域環境の保全等を図るため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の活用、優良農地の保全、周辺集落等の形態規制等により、文化財を中心とした地域一帯の景観・環境を適切に規制・誘導する。

④ 東北自然歩道周辺の良好な環境・景観の確保

東北自然歩道の路線沿いの良好な環境・景観を確保するため、自然公園区域（自然公園法第 5 条第 1 項による国立公園、同条第 2 項による国定公園又は第 59 条による県立自然公園の区域をいう。以下同じ。）周辺でその良好な環境・景観が損なわれるおそれのある路線沿いにおいては、自然公園区域の拡大や保安林（森林法第 25 条第 1 項による保安林をいう。以下同じ。）の指定等を通じて開発の規制・誘導に努め、その他の区間については路線沿いの環境・景観の維持に配慮する。

⑤ 水源地域の保全

水源かん養の観点から保全すべき水源地域においては、保安林の指定を検討するものと

し、また、保安林に指定されていない地域森林計画（森林法第 5 条第 1 項による地域森林計画をいう。）の対象民有林の場合には、開発許可に当たって必要に応じ条件を附すなどして適切な水の確保を図る。

⑥ 貴重な動植物の保護

貴重な動植物の保護の観点から特に重要な森林及び原野については、自然環境保全法の特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項による特別地区をいう。以下同じ。）等の指定を検討するものとし、また、これ以外の地域のものについては、開発許可に当たって必要に応じ条件を附すなどして、貴重な動植物の保護に配慮する。

⑦ 土地利用規制の及ばない地域（白地地域）の発生への対応

森林地域における開発により、個別規制法の規制が及ばない白地地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して、他の個別規制法の区域・地域の指定による措置を検討するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図る。

⑧ 非線引き都市計画区域における無秩序な開発の抑制と優良農地の保全

コンパクトな都市構造を実現していくことが望ましく、市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制していくとともに、都市基盤に影響を及ぼす施設や集落・居住環境の低下を招く施設の立地を抑制することが必要である。また、集団的な優良な農地を保全しつつ、農業の担い手への農地の集約化等へ支障を生じさせる農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号による農用地区域をいう。以下同じ。）の除外は抑制する。この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。さらに、その後の土地利用の適切性を担保するため、特定用途制限地域等の適用を検討する。

⑨ 優良農地をバイパスする幹線道路の沿道開発への対応

優良な集団的農地内を通る幹線道路沿道においては、インフラへの影響を及ぼす施設の立地や良好な田園風景を阻害するような無秩序な開発を抑制していくことが必要である。また、集団的な優良な農地を保全しつつ、幹線道路沿道における営農環境へ支障を及ぼすおそれのある農用地区域の除外は適当でないものとする。この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。

さらに、その後の土地利用の適切性を担保するため、特定用途制限地域等の適用を検討する。

⑩ 市街化調整区域における土地利用整序

市街化調整区域（都市計画法第 7 条第 1 項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）であり農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項による農業振興地域をいう。以下同じ。）でもある地域においては、良好な農業・都市環境を保持するため、保全的土地利用を図り市街化を抑制することを原則とする。ただし、市街化区域（都市計画法第 7 条第 1 項による市街化区域をいう。以下同じ。）では立地困難かつ市街化を促進するおそれがなく、また、農用地区域の除外を伴う場合は、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないようなケースについて、土地利用の変更を検討することができるものとする。

なお、具体の許可又は計画の変更に当たっては、当然に、都市計画法第 34 条及び農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の規定を踏まえて行われるものである。

⑪ 用途地域の縮小に伴う計画白地地域への対応

今後、人口減少による市街地の縮退も視野に入れて、土地利用の調整を行っていく。例えば、非線引き都市計画区域（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による区域区分が定められていない都市計画区域（同法第 5 条第 1 項による都市計画区域をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の用途地域の中で、市街化されておらず優良な農地が地域に多く残っているような場合、用途地域の一部を縮小し優良な農用地の区域として再編していくことも検討する。この際、用途地域の縮小に伴い土地利用規制の空白地域が生じないように、また、優良な農用地の区域として整備していくため、農業振興地域に指定の上で農用地区域を定めていく。また、直ちには農用地の指定が困難な場合は、それまでの間、特定用途制限地域を指定していく等のつなぎの手法も検討する。

⑫ 市街化調整区域とその外側に位置する非線引き都市計画区域との間にわたる広域的な土地利用調整

線引き都市計画区域（都市計画法第 7 条第 1 項の規定による区域区分が定められている都市計画区域をいう。）内の市街化調整区域の外側に非線引き都市計画区域が連続して広がっている場合、両区域間の土地利用規制の均衡化にも配慮した良好な都市環境の創出や

集団的な優良農地の保全等を図る。このため、非線引き都市計画区域（用途地域を除く。）における都市的な開発については、農業振興地域の整備に関する法律による規制と相まった効果的な規制・誘導を図るよう、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないように十分配慮するとともに、その後の土地利用の適切性を担保するため、特定用途制限地域等の適用を検討する。

- ⑬ 市街化調整区域の外側が都市計画区域外となっている場合の土地利用の非連続生の調整
- 市街化調整区域と都市計画区域外の区域が隣接する場合、区域相互間の土地利用の規制強度に不連続が生じ、例えば、幹線道路沿道では相対的に開発の圧力が高くなり、都市計画区域外への無秩序な都市機能の拡散や幹線道路沿道における無秩序な開発の進行等が課題となる。

このような土地利用規制が不均衡な地域において、良好な環境形成を図るため、都市計画手法による開発の規制・誘導を検討する。

また、農業地域においては、集団的な優良農地を保全するとともに、既存の集落の住環境の維持を目指す。この場合、その位置・規模等の適切性や農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。

- ⑭ 都市型水害への対応

近年、都市部では、地球温暖化現象や異常気象によるとも考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、都市型水害が深刻化している。このため、都市型水害が想定される河川流域においては、溢水、湛水等の災害リスクの高い地区を市街地を含めないようにするとともに、都市地域における良好な農地や樹林地等の保全に配慮するほか、水源かん養保安林等の指定を検討するなど、都市地域、農業地域、森林地域が総合力を発揮し、都市等への被害を極小化していくための土地利用調整を進める。

- ⑮ 市町村合併に伴う地域間の規制・誘導の態様の調整

市町村合併に伴い、都市計画制度をはじめとする土地利用関係法の規制強度の混合が地域内で発生している場合、地域の実情に即した新たな制度運用を円滑に適用するため、関係諸法の適切な調整を図るとともに、必要に応じ、指定地域の拡大等の変更を行う。

(2) 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って行わなければならない。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域については、良好な自然環境の保全を図るほか地域の持つ多様な機能の維持増進を図るため、地域の実情に応じて総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。

なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して、適正な土地利用を図るものとする

① 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全をする必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進することにより、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる住宅地、工業用地、商業・業務用地等宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。

ア 市街化区域においては、都市化の進展等の動向に対応し、積雪地帯である本県の地域特性を考慮するとともに、オープンスペースの確保等により災害に対する安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に十分配慮した市街地の開発を図るものとする。

また、低炭素型の都市構造や集約型都市構造等を視野に入れつつ、高齢者等の交通弱者にも配慮した交通体系の整備及び上下水道等その他の生活関連施設の整備を計画的に推進するものとする。

さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成や豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出等により、美しくゆとりある環境の形成を図るものとする。

イ 市街化調整区域においては、特定の場合を除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に

おける用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市計画区域においては、土地利用の動向を踏ま自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

② 農業地域

農業地域は、本県の基幹産業である農業の総合的な振興を図る必要がある地域であるとともに、県土保全等多面的な機能を持つ地域である。

農業地域の土地利用については、一層効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、国の内外における農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け、生物多様性の保全にも配慮しつつ、今後必要とされる農用地の確保と整備に努めるものとする。

ア 農用地区域内の土地については、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、農用地の利用計画に基づき農業生産基盤の整備及び開発を計画的に推進することとし、他用途への転用は行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地については、次によるものとする。

(ア) 都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した地域においては、調整後の用途に供するよう誘導するものとする。

(イ) 農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となっている農地の転用は原則として行わないものとする。

③ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、将来の世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図るものとする。

ア 保安林については、県土保全、水源のかん養、農林漁業における生産環境の保全、生

活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は公益上の理由等の場合に限るものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源としての依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、森林の有する公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図るものとする。

④ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場等としての総合的な利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、その優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第 14 条第 1 項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。

イ 特別保護地区を除く特別地域（自然公園法第 13 条第 1 項又は第 60 条第 1 項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は極力避けるものとする。

⑤ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くこと

のできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来においても県民に自然環境を継承することができるよう、生態系及び景観の維持等の観点から積極的に保全を図るものとする。

ア 特別地区においては、その指定の趣旨にかんがみ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

イ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち 2 地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3 以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、1 の(2)に掲げる土地利用の原則に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

地域の土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域が重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

地域の土地利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園が持つ機能及び景観に留意しつつ、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域が重複する場合

原則として、自然環境としての保全を優先するものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林以外の森林地域とが重複する場合

原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域が重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

自然公園が持つ機能及び景観に留意しつつ、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合

自然環境としての保全を優先するものとする。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合

原則として、自然環境としての保全を優先するものとするが、自然環境としての保全との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう土地利用上配慮するものとする。

別表 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

計画(事業)名	事業目的	規模(ha)	位 置	計画主体	事業主体
土地区画整理事業	宅地造成	60.8	五所川原市字下り枝外	五所川原市	五所川原市
土地区画整理事業	宅地造成	136.0	八戸市大字売市	八戸市	八戸市
都市計画公園事業 (いちょう公園)	公園建設	58.5	おいらせ町東下谷地	おいらせ町	おいらせ町
むつ小川原開発	工業等用地の 造成・分譲	5,180.0	六ヶ所村鷹架沼及び 尾駮沼の周辺から三 沢市北部に至る臨海 部	青森県	新むつ小川 原株式会社 (用地取得造 成及び分譲)
都市計画公園事業 (三沢市民の森)	公園建設	129.0	三沢市大字三沢字淋 代平	三沢市	三沢市
都市計画公園事業 (浪岡緑道)	公園建設	25.6	青森市浪岡大字浪岡 外	青森市	青森市
都市計画公園事業 (新青森県総合運動公園)	公園建設	86.0	青森市大字宮田外	青森県	青森県
都市計画公園事業 (高森山総合運動公園)	公園建設	169.5	十和田市大字深持字 梅山外	十和田市	十和田市